

やまなし女性の起業応援事業 業務委託に係る企画提案公募要領

1 企画提案を求める業務の概要

山梨県では、県内における女性の起業を促進するため、女性の起業ニーズが高い個人向けサービスやソーシャルビジネスなどの分野で起業を志す女性を対象に、起業経験者との交流の場や経営に必要な知識を習得する機会などを提供する起業支援プログラムを実施します。

この事業については、民間事業者などの知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

(1) 委託業務の内容

別紙 「やまなし女性の起業応援事業 業務委託仕様書」のとおり

(2) 事業のスケジュール・実施期間の想定

ア 委託業務の内容の協議

契約締結後6月中を目処に、応募を受けた企画提案をもとにして、支援体制構築の方法やプログラムの詳細部分、プログラムの開催日時などについて、県と協議の上で決定します。

イ 参加者募集・起業支援プログラム（講座・交流会・現地見学会・相談会）

7月中を目処に、事業の実施についてプレスリリースを行い、参加募集を開始します。

ウ 実績報告

イベントの実施結果を報告書にまとめ、契約期間（下記「2」）終了後速やかに県に提出してください。

(3) 委託業務の一般的事項

- ・ イベント参加者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報を紛失し、または業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことなどのないよう、情報の取扱いに万全の注意を払ってください。
- ・ 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけてください。
- ・ 本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については山梨県に帰属します。
- ・ 事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は山梨県と協議の上、決定することとします。

2 業務委託期間

委託契約締結日を始期とし、令和5年2月28日（火）を終期とします。

3 予算上限額

本業務に係る経費の想定額：2,400,000円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 218,180円）

（但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものです）

4 応募資格

県内に活動の拠点を有する民間事業者、公益財団法人、特定非営利活動法人等で、次のいずれにも該当する者としてします。

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に示される者に該当しないこと。
- ・ 本件業務の委託契約に支障がない体制が整えられていること。
- ・ 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」による指名停止措置期間中の者でないこと。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は法人であって、その役員が暴力団員でないこと。

5 企画提案書類の提出

（1）企画提案書類（提出物）

- ① 応募書（様式1号）
- ② 会社概要等整理表（様式2号）
- ③ 会社概要が把握可能な書類（会社パンフレットなど）
- ④ 企画提案書（様式3号）
- ⑤ 見積書（様式4号）
- ⑥ 誓約書（様式6号）

（2）提出方法

山梨県産業労働部 成長産業推進課まで郵送または持参してください。

ア 宛先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県産業労働部 成長産業推進課

イ 受付時間（持参の場合）

午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝祭日を除く）

ウ 提出期限

令和4年5月10日（火） 午後5時15分必着

(3) その他

ア 質問方法及び質問送付先

本企画提案公募要領に対し質問がある場合には、質問書（様式5号）に記載の上、下記アドレスまで電子メールにてお問い合わせください。

山梨県産業労働部 成長産業推進課

E-mail: seichosangyo@pref.yamanashi.lg.jp

イ 質問受付期間

令和4年5月2日（月）午後5時15分まで

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は電子メールで行います。

エ 提出書類について

応募や審査などで申請者から提出された書類は返却しません。

また、書類等を受け付けた後、必要に応じて追加説明資料の提出を求めることがあります。

6 選定方法

(1) 審査・選定方法

企画提案書類一式により複数の審査員による書面審査を行い、最も優れた提案者を委託先候補者として選定します。

(2) 審査の視点

「やまなし女性の起業応援事業 委託業務に係る企画提案 選定の手順及び審査の視点について」のとおり。

(3) 結果の通知

企画提案書類提出者に対し、書面をもって選定結果を通知します。

7 提案の無効に関する事

次のいずれかに該当する場合、その提案者の提案は無効とします。

- ・ この要領に定める手続きに適合しない場合
- ・ 企画提案書類に虚偽の記載があった場合

8 その他

- ・ 企画提案に関する説明会はありません。

- ・ 提出期限までに到達しなかった企画提案書類は、いかなる理由をもっても選定されません。
- ・ 企画提案が選定された法人等については、協議の上、山梨県財務規則等の関係法令の規定に基づき委託契約を締結します。また、選定された企画提案の内容については、協議の過程で変更・修正する場合があります。
- ・ 選定された場合には、県の担当職員と密接な連絡・調整を行いながら事業を進めることとします。
- ・ 申請に係る連絡先等の個人情報（県産の産業振興施策に係る情報提供は除く）は、適切に管理し、本業務以外の目的には使用しません（県の産業振興施策に係る情報提供は除く）。

9 応募から委託事業完了までのながれ

令和4年

5月10日まで	企画提案応募
5月中旬	採択通知
5月下旬	契約締結・事業着手

令和5年

2月28日まで	事業完了（事業完了報告書の提出）
---------	------------------

10 本件に関する問い合わせ先

山梨県産業労働部 成長産業推進課

起業・経営革新担当 早川

住所：山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

電話：（直通）055-223-1544

電子メールアドレス：seichosangyo@pref.yamanashi.lg.jp